

資料編Ⅲ

環境保全の概要

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質※ (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

※ 微小粒子状物質については、平成21年9月に環境基準が定められた。

※トリクロロエチレンについては、平成30年11月19日告示により環境基準値が改正された。

水質汚濁に係る環境基準

(①生活環境の保全に関する環境基準)

重信川水系（河川）

類型	該当水域	基準値					達成期間
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌数	
AA	重信川 (重信橋より上流) 石手川 (遍路橋より上流)	6.5~8.5	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	ただちに 達成
A	重信川 (重信橋より下流)	6.5~8.5	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	5年以内に 達成
B	松山市は該当なし	6.5~8.5	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下	
C	石手川 (遍路橋より下流で 重信川合流点まで)	6.5~8.5	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	5年以内に 達成
D	松山市は該当なし	6.0~8.5	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	松山市は該当なし	6.0~8.5	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—	

伊予灘（海域） ア

類型	該当水域	基準値					達成期間
		pH	COD	DO	大腸菌数	油分	
A	伊予灘一般	7.8~8.3	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されない こと。	ただちに 達成
B	和気内港 松山港 三津内港（乙） 北吉田船溜（乙）	7.8~8.3	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	5年以内に 達成 (ただし、三津内港 (乙)はただちに 達成)
C	三津内港（甲） 北吉田船溜（甲）	7.0~8.3	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	5年以内に 達成

伊予灘（海域） イ

類型	該当水域	基準値		達成期間
		全窒素	全磷	
I	松山市は該当なし	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
II	伊予灘一般	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	ただちに達成
III	松山市は該当なし	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	松山市は該当なし	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

水質汚濁に係る環境基準
(②人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.02 mg/l以下
ヒ素	0.01 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
チウラム	0.006 mg/l以下
シマジン	0.003 mg/l以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ベンゼン	0.01 mg/l以下
セレン	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
ふっ素	0.8 mg/l以下
ほう素	1 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

令和5年4月1日現在

(③要監視項目および指針値)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン(CNP)	————
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	————
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l以下(暫定)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、別に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算計数を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算計数を乗じたものの和とする。
5. PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出下限2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (水深1m以上)
	水質 A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (水深1m以上)
可	水質 B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	水深1m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	水深1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mlを 超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l超	50cm未満

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

※「改善対策を要するもの」については、以下のとおりとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.02 mg/l以下
ヒ素	0.01 mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
チウラム	0.006 mg/l以下
シマジン	0.003 mg/l以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ベンゼン	0.01 mg/l以下
セレン	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
ふっ素	0.8 mg/l以下
ほう素	1 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、別に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算計数を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算計数を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	<p>大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>
水質	1pg-TEQ/l以下	
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	
底質	150pg-TEQ/g以下	

※ 地下水は水質の環境基準を適用する。

騒音に係る環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

【一般地域の環境基準】

(等価騒音レベル)

地域の区分	類型	基準値	
		昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
特に静穏を要する地域	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

【自動車騒音に係る環境基準】

① 道路に面する地域の環境基準

自動車等の交通騒音の影響を受ける道路に面する地域には、一般地域とは別に環境基準が定められている。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の道路に面する地域 C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

② 要請限度

騒音規制法では、自動車騒音が要請限度を超え、道路周辺の環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することと規定されている。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線の道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域 c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) a～c区域とは、A～C類型の地域をいう。

幹線交通を担う道路とは、道路法に規定されている高速自動車道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)とは、2車線以下の道路の場合は、道路の敷地境界線から15m、2車線を超える道路の場合は、道路の敷地境界線から20mまでの範囲をいう。

特定悪臭物質と主要発生源事業場

特定悪臭物質	規制値 (ppm)		臭いの性質	主要発生源事業場
	A区域	B区域		
アンモニア	1	2	刺激臭	畜産農業・鶏糞乾燥工場・複合肥料製造業・でんぷん製造業・化製場・魚腸骨処理場・フェザー処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
メチルメルカプタン	0.002	0.004	腐りたまねぎ臭 (一般家庭用のプロパンガスの着臭)	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・ゴミ処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
硫化水素	0.02	0.06	腐乱臭	畜産農業・クラフトパルプ製造業・でんぷん製造業・セロファン製造業・ビスコースレーヨン製造業・化製場・魚腸骨処理場・フェザー処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
硫化メチル	0.01	0.05	腐りキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・し尿処理場・下水処理場等
二硫化メチル	0.009	0.03	腐りキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・し尿処理場・下水処理場等
トリメチルアミン	0.005	0.02	腐魚臭	畜産農業・複合肥料製造業・化製場・魚腸骨処理業・水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	0.05	0.1	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場・酢酸製造工場・酢酸ビニル製造工場・クロロブレン製造工場・たばこ製造工場・複合資料製造工場・魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け・塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け・塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け・塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け・塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け・塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	4	刺激的な発酵した臭い	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	7	刺激的なシンナーの臭い	塗装・印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	3	刺激的なシンナーの臭い	塗装・印刷工程を有する事業場等
トルエン	10	30	ガソリンのような臭い	塗装・印刷工程を有する事業場等
スチレン	0.4	0.8	エーテル臭	スチレン製造工場・ポリスチレン製造工場・ポリスチレン加工工場・SBR製造工場・FRP製品製造工場・化粧合板製造工場等
キシレン	1	2	ガソリンのような臭い	塗装・印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	0.03	0.07	酸っぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場・染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	0.002	汗臭い臭い	畜産事業場・化製場・でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	むれた靴下の臭い	畜産事業場・化製場・でんぷん工場等
イソ吉草酸	0.001	0.004	むれた靴下の臭い	畜産事業場・化製場・でんぷん工場等

土壤汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準

令和5年4月1日現在

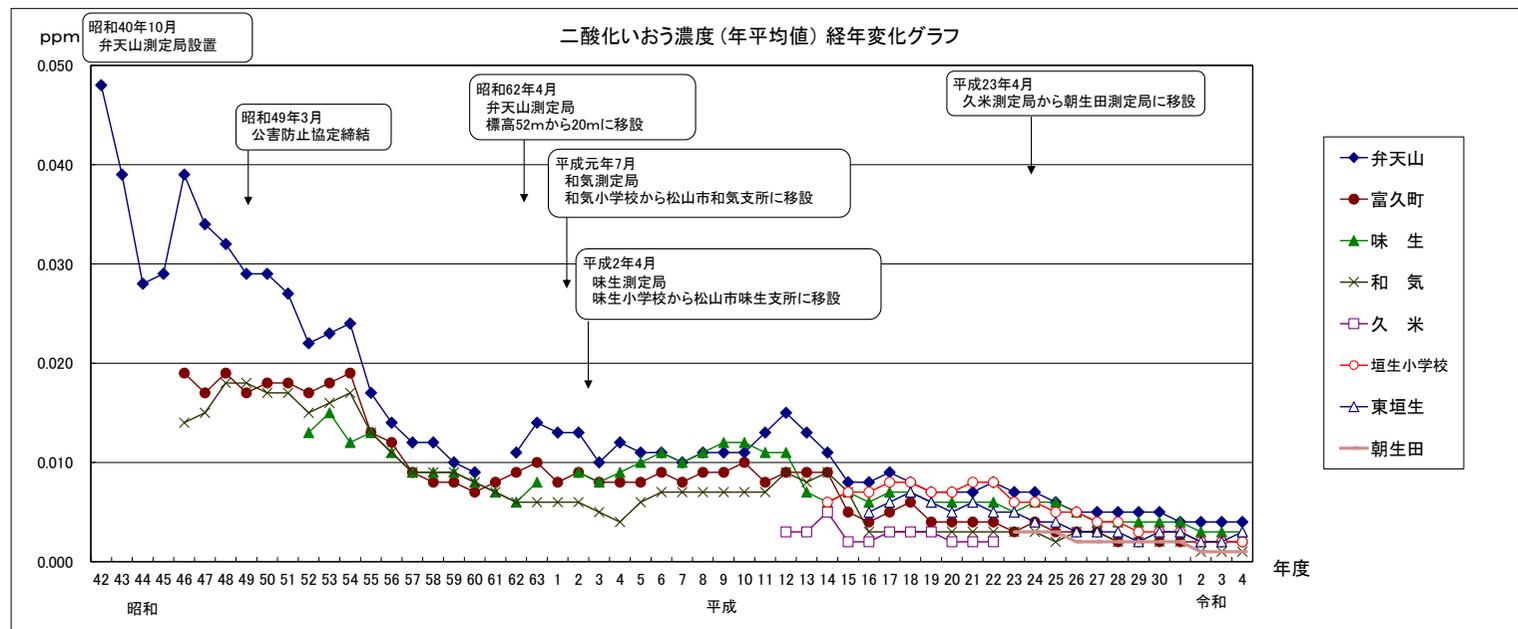
特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 (検液1リットルにつき)	土壌含有量基準 (土壌1キログラムにつき)
クロロエチレン	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002 mg以下	/
四塩化炭素		0.002 mg以下	
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg以下	
ジクロロメタン		0.02 mg以下	
テトラクロロエチレン		0.01 mg以下	
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg以下	
トリクロロエチレン		0.01 mg以下	
ベンゼン		0.01 mg以下	
カドミウム及びその化合物		第二種特定有害物質 (重金属等)	
六価クロム化合物	0.05 mg以下		250mg以下
シアン化合物	検出されないこと		遊離シアンとして 50mg以下
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	0.0005mg以下 (検出されないこと)		15mg以下
セレン及びその化合物	0.01 mg以下		150mg以下
鉛及びその化合物	0.01 mg以下		150mg以下
ヒ素及びその化合物	0.01 mg以下		150mg以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg以下		4000mg以下
ほう素及びその化合物	1 mg以下	4000mg以下	
シマジン	第三種特定有害物質 (農薬等)	0.003 mg以下	/
チオベンカルブ		0.02 mg以下	
チウラム		0.006 mg以下	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		検出されないこと	
有機りん化合物		検出されないこと	

二酸化いおう濃度（1時間値の年平均値）経年変化（単位：ppm）

	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
弁天山	0.048	0.039	0.028	0.029	0.039	0.034	0.032	0.029	0.029	0.027	0.022	0.023	0.024	0.017	0.014	0.012	0.012	0.010	0.009		0.011
富久町					0.019	0.017	0.019	0.017	0.018	0.018	0.017	0.018	0.019	0.013	0.012	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008	0.009
味生												0.013	0.015	0.012	0.013	0.011	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
和気					0.014	0.015	0.018	0.018	0.017	0.017		0.015	0.016	0.017	0.013	0.011	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
久米																					
垣生小学校																					
東垣生																					
朝生田																					

	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
弁天山	0.014	0.013	0.013	0.01	0.012	0.011	0.011	0.01	0.011	0.011	0.011	0.013	0.015	0.013	0.011	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007
富久町	0.01	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009	0.01	0.008	0.009	0.009	0.008	0.005	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004
味生	0.008		0.009	0.008	0.009	0.01	0.011	0.01	0.011	0.012	0.012	0.011	0.011	0.007	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.006
和気	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004	0.006	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.009	0.008	0.009	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
久米													0.003	0.003	0.005	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002
垣生小学校															0.006	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007	0.007
東垣生																	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005
朝生田																					

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
弁天山	0.007	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
富久町	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
味生	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
和気	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
久米	0.002	0.002												
垣生小学校	0.008	0.008	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
東垣生	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
朝生田			0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001



二酸化いおう環境基準の長期的評価

項目 測定局名	年度	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値が0.04ppm を超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×、無○)	(日)
富久町	R2	358	8603	0.002	0	0	0	0	0.038	0.006	○	0
	R3	361	8606	0.002	0	0	0	0	0.044	0.005	○	0
	R4	358	8598	0.002	0	0	0	0	0.061	0.005	○	0
和 気	R2	361	8674	0.001	0	0	0	0	0.030	0.004	○	0
	R3	362	8681	0.001	0	0	0	0	0.032	0.003	○	0
	R4	360	8674	0.001	0	0	0	0	0.019	0.003	○	0
味 生	R2	360	8674	0.003	0	0	0	0	0.079	0.010	○	0
	R3	361	8668	0.003	0	0	0	0	0.093	0.010	○	0
	R4	362	8678	0.003	0	0	0	0	0.081	0.01	○	0
垣生小学校	R2	359	8655	0.002	1	0	0	0	0.114	0.006	○	0
	R3	358	8646	0.002	0	0	0	0	0.093	0.010	○	0
	R4	360	8653	0.002	0	0	0	0	0.09	0.007	○	0
朝生田	R2	359	8594	0.001	0	0	0	0	0.031	0.004	○	0
	R3	360	8602	0.001	0	0	0	0	0.025	0.004	○	0
	R4	349	8425	0.001	0	0	0	0	0.021	0.004	○	0
弁天山 (参考局)	R2	365	8722	0.004	2	0	0	0	0.133	0.014	○	0
	R3	363	8696	0.004	0	0	0	0	0.078	0.011	○	0
	R4	359	8632	0.004	0	0	0	0	0.099	0.014	○	0
東垣生 (参考局)	R2	359	8597	0.002	0	0	0	0	0.086	0.007	○	0
	R3	359	8597	0.002	0	0	0	0	0.071	0.007	○	0
	R4	358	8594	0.003	0	0	0	0	0.066	0.008	○	0

※年間測定時間が有効測定時間である6000時間に満たない場合は、参考値として取り扱う。

浮遊粒子状物質環境基準の長期的評価

項目 測定局名	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20 mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が2日以上 連続して0.10 mg/m ³ を 超えたことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×、無○)	(日)
富久町	R2	360	8656	0.014	0	0	0	0	0.152	0.038	○	0
	R3	361	8657	0.012	0	0	0	0	0.073	0.027	○	0
	R4	359	8660	0.013	0	0	0	0	0.104	0.028	○	0
和気	R2	361	8674	0.016	0	0	0	0	0.149	0.052	○	0
	R3	362	8680	0.012	0	0	0	0	0.081	0.032	○	0
	R4	360	8674	0.010	0	0	0	0	0.095	0.030	○	0
味生	R2	360	8676	0.017	0	0	0	0	0.145	0.044	○	0
	R3	361	8670	0.016	0	0	0	0	0.122	0.031	○	0
	R4	362	8681	0.018	0	0	0	0	0.098	0.037	○	0
垣生小学校	R2	359	8655	0.014	0	0	0	0	0.112	0.039	○	0
	R3	358	8646	0.012	0	0	0	0	0.074	0.026	○	0
	R4	360	8653	0.012	0	0	0	0	0.184	0.026	○	0
朝生田	R2	359	8646	0.014	0	0	0	0	0.133	0.041	○	0
	R3	360	8654	0.011	0	0	0	0	0.088	0.025	○	0
	R4	349	8436	0.011	0	0	0	0	0.091	0.027	○	0
弁天山 (参考局)	R2	365	8719	0.018	0	0	0	0	0.138	0.042	○	0
	R3	363	8696	0.016	1	0	0	0	0.210	0.034	○	0
	R4	360	8637	0.017	0	0	0	0	0.074	0.035	○	0
東垣生 (参考局)	R2	360	8648	0.014	0	0	0	0	0.108	0.041	○	0
	R3	360	8648	0.012	0	0	0	0	0.105	0.026	○	0
	R4	361	8646	0.012	0	0	0	0	0.090	0.029	○	0

※年間測定時間が有効測定時間である6000時間に満たない場合は、参考値として取り扱う。

微小粒子状物質環境基準の長期的評価

項目 測定局名	年 度	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	日平均 値の最 高値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数と その割合		1時間 値の最 高値	日平均 値の98% 値	98%値評価による 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
		(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)
富久町	R2	359	8649	14.1	59.7	7	1.9	131	35.0	0
	R3	357	8589	12.9	31.1	0	0	84	26.3	0
	R4	359	8650	9.4	33	0	0	70	21	0
和 気	R2	361	8671	11.7	46.5	4	1.1	95	32.4	0
	R3	362	8674	10.2	29.8	0	0	52	22.8	0
	R4	361	8674	10.6	41.8	1	0.3	69	25.2	0
味 生	R2	359	8670	10.6	47.1	2	0.6	66	28.7	0
	R3	361	8671	9.2	25.0	0	0	53	20.4	0
	R4	361	8682	9.3	37.5	1	0.3	66	23.5	0
垣生小学校	R2	359	8655	11.3	48.6	2	0.6	82	29.0	0
	R3	357	8638	10.2	26.5	0	0	114	21.1	0
	R4	358	8631	11.8	41.5	1	0.3	65	24.8	0
朝生田	R2	355	8580	11.8	55.0	3	0.8	86	30.2	0
	R3	357	8618	11.2	28.8	0	0	48	23.5	0
	R4	358	8637	12.1	44.6	2	0.6	71	26	0

窒素酸化物の長期的評価

項目 測定局 名称	年度	有効 測定 日数	測定 時間	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)											窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
				年平 均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 年間 98%値	年平 均値	1時間 値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを 超えた時間数 とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の時間数と その割合		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合		日平均 値の 年間 98%値	98%値評価に よる日平均値 が0.06 ppmを 超えた日数	年平 均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 年間 98%値	年平 均値 NO ₂ NO+NO ₂	
									(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)							(日)
富久町	R2	356	8546	0.001	0.063	0.005	0.008	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	0.009	0.084	0.022	84.6
	R3	354	8506	0.001	0.052	0.004	0.008	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	0.009	0.082	0.020	86.6
	R4	356	8544	0.001	0.059	0.005	0.008	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	0.009	0.093	0.021	84.8
和 気	R2	357	8553	0.003	0.082	0.010	0.008	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	0.011	0.152	0.027	77.0
	R3	357	8557	0.003	0.092	0.012	0.009	0.066	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.011	0.147	0.029	76.6
	R4	357	8560	0.003	0.107	0.011	0.008	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0	0.011	0.163	0.029	75.2
味 生	R2	356	8555	0.002	0.036	0.007	0.009	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	0.011	0.077	0.023	82.4
	R3	326	7840	0.002	0.048	0.008	0.010	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.012	0.082	0.028	82.8
	R4	357	8566	0.002	0.048	0.006	0.008	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0	0.010	0.093	0.022	83.4
垣生小学校	R2	356	8545	0.001	0.050	0.006	0.009	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	0.010	0.080	0.023	88.3
	R3	353	8526	0.001	0.033	0.005	0.009	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.010	0.075	0.023	89.1
	R4	354	8532	0.001	0.045	0.006	0.009	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.010	0.075	0.025	87.5
朝生田	R2	306	7368	0.005	0.108	0.013	0.010	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	0.015	0.108	0.035	69.2
	R3	358	8555	0.004	0.124	0.010	0.010	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	0.014	0.156	0.026	70.0
	R4	354	8529	0.004	0.061	0.010	0.009	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	0.013	0.096	0.027	69.9
東垣生 (参考局)	R2	354	8531	0.001	0.071	0.006	0.008	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	0.010	0.104	0.024	87.7
	R3	358	8558	0.001	0.030	0.004	0.008	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	0.009	0.076	0.021	89.3
	R4	356	8551	0.001	0.045	0.005	0.008	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.010	0.074	0.024	87.3

*年間測定時間が有効測定時間である6000時間に満たない場合は、参考値として取り扱う。

オキシダント濃度階級別頻度(昼間)

富久町大気測定局

項 目		令 和 4 年 度						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間
昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	365
昼間測定時間	(時間)	446	460	441	461	460	441	5370
昼間の1時間値の月平均値	(p p m)	0.037	0.046	0.030	0.029	0.028	0.031	0.033
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	7	17	6	5	3	3	51
	(時間)	38	107	23	8	19	7	229
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値	(p p m)	0.074	0.087	0.082	0.069	0.085	0.071	0.087
昼間の日最高1時間値の月間平均値	(p p m)	0.052	0.060	0.045	0.044	0.041	0.045	0.046

朝生田排出ガス測定局

項 目		令 和 4 年 度						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間
昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	364
昼間測定時間	(時間)	444	452	444	460	455	445	5330
昼間の1時間値の月平均値	(p p m)	0.035	0.045	0.029	0.027	0.026	0.028	0.028
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	7	17	5	2	4	3	41
	(時間)	34	105	21	6	16	7	197
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値	(p p m)	0.078	0.091	0.078	0.067	0.074	0.073	0.091
昼間の日最高1時間値の月間平均値	(p p m)	0.049	0.060	0.042	0.041	0.038	0.042	0.041

垣生小学校大気測定局

項 目		令 和 4 年 度						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間
昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	365
昼間測定時間	(時間)	442	460	445	459	455	444	5363
昼間の1時間値の月平均値	(p p m)	0.035	0.043	0.026	0.025	0.025	0.027	0.030
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	8	17	4	2	2	2	43
	(時間)	37	92	19	5	13	4	198
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値	(p p m)	0.077	0.092	0.074	0.066	0.089	0.071	0.092
昼間の日最高1時間値の月間平均値	(p p m)	0.050	0.060	0.041	0.040	0.038	0.042	0.043

東垣生大気測定局(参考局)

項 目		令 和 4 年 度						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間
昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	365
昼間測定時間	(時間)	445	457	444	456	460	443	5360
昼間の1時間値の月平均値	(p p m)	0.037	0.045	0.028	0.028	0.026	0.028	0.032
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	9	17	4	3	3	3	47
	(時間)	45	105	22	6	20	8	231
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値	(p p m)	0.078	0.090	0.081	0.065	0.088	0.073	0.090
昼間の日最高1時間値の月間平均値	(p p m)	0.052	0.061	0.044	0.043	0.040	0.044	0.045

(注)昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。
オキシダント濃度汚染期といわれる4月から9月までの6ヶ月と年間の階級別頻度を示している。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

(令和5年3月31日現在)

号	施設種類	施設数
1	ボイラー	331
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	2
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	2
7	石油製品、石油化学製品またはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	8
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く)	5
13	廃棄物焼却炉	18
19	化学製品の製造の用に供する塩化反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	4
29	ガスタービン	31
30	ディーゼル機関	132
31	ガス機関	4
	合計	537

(注) 号とは、大気汚染防止法第2条第2項の規定に基づき、大気汚染防止法施行令第2条で指定された同法施行令別表第1に掲げる号数

ばい煙発生施設への立入検査実施件数(令和4年度)

法対象区分	立入検査実施件数		勧告施設数	行政指導施設数
	実施工場・事業場数	実施施設数		
大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設	21	48	0	13
電気事業法又はガス事業法に基づくばい煙発生施設	10	18	0	0

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数及び立入検査実施件数(令和4年度)

届出件数	立入検査実施件数	行政指導件数
35	41	21

令和4年度重信川水系水質測定結果(市測定)

地点名	類型 ()中は 測定機関	pH		BOD			DO		SS		大腸菌数		全窒素	全リン	
		最小 ~ 最大	達成率	平均 (mg/ℓ)	75%水質値 (mg/ℓ)	達成 状況	平均 (mg/ℓ)	達成率	平均 (mg/ℓ)	達成率	平均 (CFU/100ml)	達成率	平均 (mg/ℓ)	平均 (mg/ℓ)	
石手川	2 岩堰橋	AA (市)	7.8 ~ 8.5	100%	1.1	1.2	×	11	100%	1	100%	1.5×10^2	0%	1.7	0.11
	3 湯渡橋	C (市)	7.7 ~ 9.3	50%	1.7	2.1	○	11	100%	4	100%	—	—	1.0	0.047
	4 新立橋	C (市)	8.0 ~ 9.5	33%	1.6	1.9	○	13	100%	7	100%	—	—	0.68	0.037

令和4年度重信川水系水質測定結果(国土交通省測定)

地点名	類型 ()中は 測定機関	pH		BOD			DO		SS		大腸菌数		全窒素	全リン	
		最小 ~ 最大	達成率	平均 (mg/ℓ)	75%水質値 (mg/ℓ)	達成 状況	平均 (mg/ℓ)	達成率	平均 (mg/ℓ)	達成率	平均 (CFU/100ml)	達成率	平均 (mg/ℓ)	平均 (mg/ℓ)	
石手川	1 石手川ダム	AA (国)	7.7 ~ 8.0	100%	0.7	0.8	○	9.7	100%	2	100%	2.6×10^1	83%	0.85	0.014
重信川	5 重信橋	AA (国)	7.4 ~ 8.2	100%	0.6	<0.5	○	8.9	83%	1	100%	1.4×10^1	75%	1.0	0.032
	6 中川原橋	A (国)	8.1 ~ 9.6	50%	1.9	2.2	×	12	100%	6	100%	3.1×10^2	50%	1.7	0.16
	7 出合橋	A (国)	7.6 ~ 9.4	53%	1.1	1.4	○	12	86%	5	100%	7.7×10^1	97%	1.3	0.099
	8 川口大橋	A (国)	7.6 ~ 9.0	67%	0.6	0.7	○	10	100%	2	100%	1.4×10^1	100%	0.95	0.067

(注1) BODの環境基準の達成状況の年間評価については、以下の方法により求めた「75%水質値」が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※「75%水質値」とは、通年調査における日間平均値(Y個)の水質の良いものから並べた時、0.75Y番目にくる数値である。

(注2) 「達成率」とは $\frac{n-m}{n} \times 100 = \frac{\text{総検体数} - \text{環境基準に適合しない検体数}}{\text{総検体数}} \times 100$ でパーセント表示した。

令和4年度 松山海域水質測定結果

項目	類型	pH		COD			DO		油分		大腸菌数		全窒素		全リン		
		最小 ~ 最大	達成率	平均 (mg/ℓ)	75%水質値 (mg/ℓ)	達成 状況	平均 (mg/ℓ)	達成率	平均 (mg/ℓ)	達成率	平均 (CFU/100ml)	達成率	平均 (mg/ℓ)	達成 状況	平均 (mg/ℓ)	達成 状況	
松山海域	堀江港沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.2	1.3	○	7.8	50%	ND	100%	2	100%	0.15	○	0.022	○
	和気内港	B	7.9 ~ 8.2	100%	2.1	2.2	○	7.3	100%	ND	100%	-	-	0.87	-	0.15	-
	和気港沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.1	1.3	○	7.5	50%	ND	100%	5	100%	0.18	○	0.030	○
	高浜沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.1	1.4	○	7.5	50%	ND	100%	4	100%	0.13	○	0.022	○
	三津内港(甲)	C	7.7 ~ 8.0	100%	2.3	3.0	○	6.8	100%	-	-	-	-	4.2	-	0.21	-
	三津内港(乙)	B	7.9 ~ 8.1	100%	1.9	1.9	○	7.4	100%	ND	100%	-	-	2.5	-	0.12	-
	梅津寺沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.2	1.2	○	7.6	50%	ND	100%	5	100%	0.15	○	0.023	○
	松山港	B	8.1 ~ 8.1	100%	1.2	1.3	○	7.8	100%	ND	100%	-	-	0.15	-	0.025	-
	北吉田船溜(甲)	C	8.0 ~ 8.1	100%	1.4	1.4	○	7.7	100%	-	-	-	-	0.28	-	0.040	-
	北吉田船溜(乙)	B	8.0 ~ 8.1	100%	1.3	1.4	○	7.7	100%	ND	100%	-	-	0.25	-	0.036	-
	北吉田船溜沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.0	1.1	○	7.5	50%	ND	100%	3	100%	0.15	○	0.025	○
	飛行場沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.1	1.2	○	7.6	50%	ND	100%	4	100%	0.13	○	0.023	○
今出港沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.1	1.2	○	7.7	58%	ND	100%	6	100%	0.15	○	0.024	○	
北条海域	浅海港沖	A	8.1 ~ 8.1	100%	1.1	1.2	○	7.7	50%	ND	100%	3	100%	0.12	○	0.024	○
	北条港沖	A	8.0 ~ 8.1	100%	1.1	1.2	○	7.6	50%	ND	100%	3	100%	0.12	○	0.023	○
	柳原港沖	A	8.1 ~ 8.1	100%	1.1	1.2	○	7.6	50%	ND	100%	2	100%	0.12	○	0.022	○

(注1) CODの環境基準の達成状況の年間評価については、以下の方法により求めた「75%水質値」が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※「75%水質値」とは、通年調査における日間平均値(Y個)の水質の良いものから並べた時、0.75Y番目にくる数値である。

$$\frac{n-m}{n} \times 100 = \frac{\text{総検体数} - \text{環境基準に適合しない検体数}}{\text{総検体数}} \times 100$$

(注2) 「達成率」とは $\frac{n-m}{n} \times 100 = \frac{\text{総検体数} - \text{環境基準に適合しない検体数}}{\text{総検体数}} \times 100$ でパーセント表示した。

(注3) 全窒素及び全リンの環境基準の達成状況の評価は、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注4) NDとは、「検出されないこと」をいう。

令和4年度 海水浴場水質測定結果

水浴場名 ()中は 調査地点数	区分	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml) 最小～最大 (平均)	COD (mg/l) 最小～最大 (平均)	pH 最小～最大	透明度	油膜の 有無	判定	対策を要するもの	
								大腸菌 対策	油対策
堀江海水浴場 (2地点)	水浴シーズン前	2未満～ 26 (6)	0.7～1.1 (0.9)	8.0～8.1	全透	無	適 水質A	不要	不要
	水浴シーズン中	2未満～ 10 (2)	1.1～1.5 (1.3)	8.0～8.1	全透	無	適 水質A	不要	不要
鷺ヶ巣海水浴場 (1地点)	水浴シーズン前	2未満～ 2 (2未満)	0.6～0.9 (0.8)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
	水浴シーズン中	2未満～ 2未満 (2未満)	1.1～1.2 (1.1)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
相子の浜海水浴場 (1地点)	水浴シーズン前	2未満～ 2未満 (2未満)	0.5～1.1 (0.8)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
	水浴シーズン中	2未満～ 2 (2未満)	1.4～1.6 (1.5)	8.1～8.2	全透	無	適 水質AA	不要	不要
鹿島海水浴場 (1地点)	水浴シーズン前	2未満～ 2未満 (2未満)	0.7～1.1 (0.9)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
	水浴シーズン中	2未満～ 2 (2未満)	0.9～1.2 (1.1)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
立岩海岸海水浴場 (1地点)	水浴シーズン前	2未満～ 2未満 (2未満)	0.8～1.1 (0.9)	8.1～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
	水浴シーズン中	2未満～ 2 (2未満)	1.0～1.2 (1.1)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
長浜海岸海水浴場 (1地点)	水浴シーズン前	2未満～ 2 (2未満)	0.6～1.3 (0.9)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
	水浴シーズン中	2未満～ 2未満 (2未満)	1.0～1.3 (1.1)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
姫ヶ浜海水浴場 (1地点)	水浴シーズン前	2未満～ 2未満 (2未満)	0.5～1.0 (0.8)	8.0～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要
	水浴シーズン中	2未満～ 2未満 (2未満)	1.0～1.2 (1.1)	8.1～8.1	全透	無	適 水質AA	不要	不要

令和4年度 市内河川水質測定結果

項目 地点名 (河川名)		pH 最小～最大	BOD 平均 (mg/l)	DO 平均 (mg/l)	SS 平均 (mg/l)	大腸菌数 平均 (CFU/100ml)	N 平均 (mg/l)	P 平均 (mg/l)	CN 平均 (mg/l)	Cr ⁶⁺ 平均 (mg/l)
1.	天重橋 (石手川)	7.9 ~ 8.1	1.0	11	1	1.6×10 ²	0.76	0.012	—	—
2.	はと橋 (伊台川)	8.2 ~ 8.4	1.4	10	2	2.6×10 ²	3.7	0.27	—	—
3.	共栄橋 (小野川)	7.3 ~ 7.9	3.5	8.9	9	1.4×10 ³	3.2	0.46	—	—
4.	吉木橋 (小野川)	7.9 ~ 8.6	2.6	11	3	7.8×10 ²	2.8	0.33	—	—
5.	柳之内橋 (堀越川)	7.7 ~ 8.1	4.6	8.7	2	2.6×10 ³	3.9	0.66	—	—
6.	新生橋 (川附川)	7.9 ~ 8.9	4.2	9.7	3	2.0×10 ²	2.9	0.39	—	—
7.	市坪 (傍示川)	7.3 ~ 7.6	1.9	9.6	6	5.8×10 ²	1.8	0.11	—	—
8.	高井橋 (内川)	7.2 ~ 7.4	1.3	10	3	1.8×10 ²	1.3	0.055	—	—
9.	中河原橋 (内川)	7.7 ~ 9.1	1.7	11	3	2.5×10 ³	1.9	0.15	—	—
10.	高橋 (悪社川)	8.2 ~ 8.5	1.8	11	4	2.9×10 ²	1.2	0.13	—	—
11.	森松町水路 (森松町水路)	7.7 ~ 7.9	2.0	9.5	6	7.9×10 ²	1.5	0.14	—	—
12.	高尾田橋 (御坂川)	7.5 ~ 7.8	1.9	10	6	2.1×10 ²	1.5	0.12	—	—
13.	柳瀬橋 (砥部川)	8.3 ~ 8.8	1.6	12	2	4.3×10 ²	2.2	0.13	—	—
14.	前川橋 (郷谷川)	7.4 ~ 7.9	4.9	8.2	7	1.2×10 ⁴	4.1	0.46	—	—
15.	花見橋 (権現川)	7.9 ~ 8.7	2.7	11	11	3.5×10 ²	3.2	0.31	—	—
16.	護国神社前 (大川)	8.3 ~ 9.4	1.5	11	3	6.6×10 ²	2.4	0.16	—	—
17.	馬木橋 (大川)	7.6 ~ 8.1	5.4	8.6	14	2.3×10 ³	3.7	0.53	—	—
18.	学橋 (久万川)	7.6 ~ 8.5	9.7	9.6	14	2.7×10 ³	5.4	0.95	—	—
19.	保具橋 (久万川)	7.5 ~ 7.8	9.1	5.9	7	3.3×10 ³	6.3	1.1	—	—
20.	昭和橋 (太山寺川)	7.5 ~ 7.8	9.1	6.9	7	1.6×10 ⁴	4.9	0.68	—	—
21.	山王橋 (宮前川)	7.2 ~ 7.5	6.8	5.7	3	4.0×10 ¹	17	0.69	—	—
22.	三本柳橋 (宮前川)	7.3 ~ 7.5	12	5.9	4	8.0×10 ²	17	0.92	—	—
23.	三津浜大橋 (宮前川)	7.4 ~ 7.6	10	7.0	6	4.8×10 ²	15	0.94	—	—
24.	挿桃橋 (堂之元川)	7.5 ~ 8.2	8.8	9.7	4	6.1×10 ²	16	0.70	—	—
25.	桃山橋 (洗地川)	7.4 ~ 7.9	4.0	11	10	8.3×10 ²	3.1	0.22	—	—
26.	沢橋 (宮前川)	8.2 ~ 10	—	—	—	—	—	—	ND	ND
27.	小栗町 (洗地川)	7.2 ~ 7.7	—	—	—	—	—	—	ND	ND
28.	南斎院町 (洗地川)	7.9 ~ 9.2	—	—	—	—	—	—	ND	ND
29.	立岩橋 (立岩川)	7.7 ~ 7.9	1.0	11	3	7.1×10 ¹	0.86	0.030	—	—
30.	立岩川合流点 (萩原川)	8.0 ~ 8.4	1.9	10	5	7.6×10 ¹	1.3	0.033	—	—
31.	類泉橋 (河野川)	7.4 ~ 7.9	0.9	10	1	2.7×10 ²	1.2	0.050	—	—
32.	佐古橋 (高山川)	7.7 ~ 7.9	1.1	9.5	4	1.2×10 ³	1.6	0.10	—	—
33.	粟井橋 (粟井川)	7.6 ~ 8.4	1.0	9.2	2	7.5×10 ³	2.5	0.073	—	—

※CN(シアン)のNDとは、0.1mg/l未満をいう。

※Cr⁶⁺(六価クロム)のNDとは、0.02mg/l未満をいう。

令和4年度 地下水継続監視調査結果(年間平均値)

モニタリング地点	トリクロロエチレン(mg/l)	テトラクロロエチレン(mg/l)	1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	クロロエチレン(mg/l)
	環境基準(0.01以下)	環境基準(0.01以下)	環境基準(0.1以下)	環境基準(0.04以下)	環境基準(0.002以下)
1. 生石町	0.005	0.019	ND	0.006	ND

モニタリング地点	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(mg/l)
	環境基準(10以下)
2. 山西町	8.4
3. 宮野	5.8
4. 小浜	7.1
5. 宇和間	4.0
6. 睦月	6.0
7. 津和地	3.7
8. 上怒和	3.4
9. 吉藤4丁目	20
10. 由良町	14

<備考>

NDとは、トリクロロエチレンについては、0.001mg/l未満をいう。
 テトラクロロエチレンについては、0.0005mg/l未満をいう。
 1,1-ジクロロエチレンについては、0.002mg/l未満をいう。
 1,2-ジクロロエチレンについては、0.004mg/l未満をいう。
 クロロエチレンについては、0.0002mg/l未満をいう。
 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、0.02mg/l未満をいう。

令和4年度 北吉田船溜周辺底質水銀調査結果

地点	年月日	令和4年8月30日		令和5年2月21日	
	項目	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)
No.1		1.2	検出せず	1.2	検出せず
No.2		1.3	検出せず	0.70	検出せず
No.3		0.69	検出せず	0.46	検出せず
平均		1.1	—	0.79	—

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数

(令和5年3月31日現在)

号	業種	1日の平均排水量50m ³ 以上のもの		1日の平均排水量50m ³ 未満のもの		合計
			うち有害物質を排出するもの		うち有害物質を排出するもの	
2	畜産食料品製造業	2	1	0	0	2
10	飲料製造業	2	0	0	0	2
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	1	0	0	0	1
17	豆腐または煮豆の製造業	2	0	0	0	2
18の2	冷凍調理食品製造業	1	0	0	0	1
21	化学繊維製造業	1	1	0	0	1
27	無機化学工業製品製造業	1	1	0	0	1
51	石油精製業	1	1	0	0	1
64の2	水道・工業用水道施設の浄水施設	3	0	1	0	4
66の3	旅館業	8	0	2	1	10
66の4	共同調理場	3	0	0	0	3
66の5	弁当仕出屋または弁当製造業	1	0	0	0	1
66の6	飲食店	5	0	0	0	5
68の2	病院	3	2	0	0	3
69の2	中央卸売市場（水産物に係るもの）	1	0	0	0	1
72	し尿処理施設（処理対象人員501人以上）	23	0	1	0	24
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	2	0	0	3
	合計	61	8	4	1	65

(注) 号とは、水質汚濁防止法第2条第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令第1条で指定された同法施行令別表第1に掲げる号数

排水基準・総量規制基準に係る行政指導状況

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
改善命令	行政指導	改善命令	行政指導	改善命令	行政指導	改善命令	行政指導	改善命令	行政指導
0件	8件	0件	9件	0件	9件	0件	7件	0件	7件
8件		9件		9件		7件		7件	

水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和5年3月31日現在)

号	業 種	1日の平均排水量50m3以上のもの	うち有害物質を排出するもの	1日の平均排水量50m3未満のもの	うち有害物質を排出するもの	合 計
1の2	畜産農業またはサービス業	0	0	3	0	3
2	畜産食料品製造業	0	0	7	0	7
3	水産食料品製造業	0	0	11	0	11
4	野菜または果実を原料とする保存食料品製造業	0	0	8	0	8
5	みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース, 食酢の製造業	0	0	6	0	6
6	小麦粉製造業	0	0	1	0	1
8	製あん業	0	0	3	0	3
9	米菓製造業	0	0	1	0	1
10	飲料製造業	0	0	4	0	4
12	動植物油脂製造業	0	0	1	0	1
16	めん類製造業	0	0	10	0	10
17	豆腐または煮豆の製造業	0	0	19	0	19
18の2	冷凍調理食品製造業	0	0	3	0	3
19	紡績業または繊維製品の製造もしくは加工業	0	0	2	0	2
21の2	一般製材業または木材チップ製造業	0	0	2	0	2
21の3	合板製造業	0	0	2	0	2
22	木材薬品処理業	0	0	2	0	2
23の2	新聞業, 出版業, 印刷業または製造業	0	0	3	0	3
46	その他の有機化学工業製品製造業	0	0	2	0	2
47	医薬品製造業	0	0	1	0	1
54	セメント製品製造業	0	0	6	0	6
55	生コンクリート製造業	0	0	11	0	11
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	0	0	1	1	1
64の2	水道・工業用水道施設等の浄水施設	0	0	1	0	1
65	酸またはアルカリによる表面処理施設	0	0	10	4	10
66	電気メッキ施設	0	0	4	4	4
66の3	旅館業	0	0	62	0	62
66の4	共同調理場	0	0	7	0	7
66の5	弁当仕出屋または弁当製造業	0	0	5	0	5
66の6	飲食店	0	0	7	0	7
67	洗濯業	0	0	66	2	66
68	写真現像業	0	0	18	3	18
68の2	病院	0	0	2	2	2
70の2	自動車分解整備事業	0	0	5	0	5
71	自動式車両洗浄施設	0	0	127	0	127
71の2	試験研究機関	0	0	24	19	24
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	0	0	3	0	3
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設	0	0	1	1	1
72	し尿処理施設(処理対象人員501人以上)	4	0	5	0	9
73	下水道終末処理施設	4	0	0	0	4
74	特定事業場から排水される水の処理施設	0	0	1	0	1
	指定地域特定施設(処理対象人員201~500人)	17	0	128	0	145
	合 計	25	0	585	36	610

(注) 号とは、水質汚濁防止法第2条第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令第1条で指定された同法施行令別表第1に掲げる号数

令和4年度水質事故等一覧

No.	発生日	事故等の種類	汚染河川等	汚染原因
1	5月10日	油等流出	辰巳町 河川	不明
2	5月18日	油等流出	古川北2丁目 水路	不明
3	6月9日	油等流出	小野川	自動車整備工場
4	6月10日	油等流出	高岡町 水路	交通事故
5	6月13日	魚へい死	高木池	酸欠
6	6月13日	油等流出	北条辻 水路	不明
7	6月15日	油等流出	北井門1丁目 水路	水路に捨てられた油
8	6月20日	油等流出	余戸西3丁目 水路	自動車整備工場
9	7月1日	魚へい死	大川	不明
10	7月7日	色水	井門町 水路	自動車整備工場
11	7月13日	魚へい死	洗地川	不明
12	7月30日	油等流出	福角町 水路	交通事故
13	9月6日	魚へい死	川附川	不明
14	10月31日	魚へい死	北久米町 水路	不明
15	11月2日	魚へい死	久万川	不明
16	11月29日	油等流出	津吉町 水路	交通事故
17	12月6日	魚へい死	大川	不明
18	12月28日	色水	久万川	不明
19	1月6日	油等流出	小山田 水路	交通事故
20	1月27日	油等流出	北斎院町 水路	交通事故
21	3月20日	油等流出	谷川	不明
22	3月26日	油等流出	食場町 水路	交通事故

合併処理浄化槽設置整備事業 補助基数・補助金額(年度別)

年度	区分	補助基数				合計 (基)	補助金交付 総額 (千円)	
		新築	転換	その他	環境特別			水質改善
平成4年度		197	132	132	—	—	329	197,375
平成5年度		397	160	160	—	—	557	328,975
平成6年度		477	163	163	—	—	640	517,060
平成7年度		812	258	258	—	—	1,070	950,080
平成8年度		712	181	181	—	—	893	800,090
平成9年度		687	208	208	—	—	895	650,020
平成10年度		605	274	274	—	—	879	613,390
平成11年度		397	123	123	—	—	520	341,290
平成12年度		579	279	168	111	—	858	466,423
平成13年度		615	284	155	129	—	899	468,555
平成14年度		455	322	138	184	—	777	472,694
平成15年度		584	454	181	273	—	1,038	645,604
平成16年度		499	477	177	300	—	976	590,420
平成17年度		674	401	215	186	—	1,075	607,739
平成18年度		595	281	138	143	—	876	466,468
平成19年度		504	186	106	80	—	690	303,578
平成20年度		487	194	104	90	—	681	251,781
平成21年度		321	237	96	141	—	558	201,530
平成22年度		366	237	94	143	—	603	202,620
平成23年度		378	277	104	173	—	655	236,560
平成24年度		440	209	104	105	—	649	191,300
平成25年度		513	206	112	94	—	719	190,960
平成26年度		412	165	84	62	19	577	150,690
平成27年度		340	169	70	61	38	509	141,700
平成28年度		389	167	84	52	31	556	121,300
平成29年度		390	94	47	29	18	484	82,594
平成30年度		8	78	45	28	5	86	46,108
令和元年度		15	63	40	21	2	78	35,310
令和2年度		—	52	40	11	1	52	33,022
令和3年度		—	46	34	12	0	46	26,887
令和4年度		—	41	27	14	0	41	28,485
計		12,848	6,418	3,862	2,442	114	19,266	10,360,608

合併処理浄化槽設置整備事業 補助基数 (平成4年度～令和4年度・地区別)

地区	基数	(令和4年度)
伊台	589	(1)
荏原	2,066	(1)
垣生	68	(0)
久枝	1,760	(0)
久米	2,233	(1)
宮前	330	(0)
桑原	117	(0)
五明	126	(1)
高浜	618	(2)
坂本	514	(2)
小野	3,666	(3)
清水	692	(0)
石井	262	(0)
潮見	1,089	(4)
湯山	167	(0)
道後	35	(0)

地区	基数	(令和4年度)
日浦	25	(0)
泊	58	(1)
浮穴	1,507	(6)
堀江	963	(1)
味酒	134	(0)
味生	60	(0)
由良	123	(2)
余土	182	(0)
和気	330	(1)
生石	12	(0)
雄郡	11	(0)
三津浜	2	(0)
北条	1,052	(8)
中島	475	(7)
計	19,266	(41)

浄化槽対策事業 浄化槽維持管理費補助基数(年度別)

年度	補助基数	補助交付額(千円)
平成11年度	3,654	36,540
平成12年度	4,306	43,060
平成13年度	5,033	50,330
平成14年度	5,935	59,350
平成15年度	6,828	68,280
平成16年度	7,982	79,820
平成17年度	9,054	90,540
平成18年度	10,298	102,980
平成19年度	11,296	112,960
平成20年度	11,856	118,560
平成21年度	12,159	121,590
平成22年度	12,897	128,970
平成23年度	13,417	134,170
平成24年度	13,662	136,620
平成25年度	13,836	138,360
平成26年度	14,416	144,160
平成27年度	15,459	154,590
平成28年度	15,505	155,050
平成29年度	16,841	168,410
平成30年度	16,772	167,720
令和元年度	16,891	168,910
令和2年度	17,718	177,180
令和3年度	17,723	174,919
令和4年度	17,755	157,854
計	291,293	2,890,923

有害大気汚染物質測定結果

測定場所：富久町一般環境大気測定局

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	平均値		環境基準値	指針値	
	令和3年度	令和4年度			
アクリロトリル	0.17	0.088	/	2	
アセトアルデヒド	0.98	1.3		120	
塩化ビニルモノマー	0.052	0.038		10	
塩化メチル	1.4	1.4		94	
クロム及びその化合物	0.0036	0.0031		/	
クロホルム	0.15	0.18		18	
酸化エチレン	0.038	0.053		/	
1,2-ジクロロエタン	0.16	0.14		1.6	
ジクロロメタン	1.3	1.2		150	
水銀及びその化合物	0.0024	0.0044		/	0.04
テトラクロエチレン	0.032	0.026	200	/	
トリクロエチレン	0.016	0.014	130		
トルエン	2.1	2.4	/		
ニッケル化合物	0.0036	0.0020			0.025
ヒ素及びその化合物	0.0017	0.0016			0.006
1,3-ブタジエン	0.044	0.038			2.5
ベリリウム及びその化合物	0.000033	0.000033	/		
ベンゼン	0.69	0.60			3
ベンゾ[a]ピレン	0.00012	0.00013			/
ホルムアルデヒド	1.1	1.4			
マンガン及びその化合物	0.022	0.022	/	0.14	

測定場所：朝生田自動車排出ガス測定局

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	平均値		環境基準値	指針値
	令和3年度	令和4年度		
アセトアルデヒド	0.87	1.4	/	120
トルエン	2.6	3.2		/
1,3-ブタジエン	0.092	0.084		2.5
ベンゼン	0.90	0.89	3	/
ベンゾ[a]ピレン	0.00012	0.00011	/	
ホルムアルデヒド	0.94	1.6		

令和4年度 自動車騒音常時監視結果

種別	路線名	評価区間数	評価区間 距離 (km)	環境基準 達成 (%)
高速自動車道	松山自動車道	1	4.5	80.3
国 道	一般国道 11 号	4	7.2	90.0
	一般国道 33 号	5	5.4	99.9
	一般国道 56 号	4	5.7	99.9
	一般国道 196 号	12	18.2	95.6
	一般国道 317 号	1	5.3	99.9
	一般国道 437 号	1	4.5	99.1
県 道	松山伊予線	1	2.1	100
	松山空港線	5	7.9	97.4
	松山港線	2	4.7	100
	松山北条線	5	4.8	100
	伊予松山港線	3	6.4	99.2
	伊予川内線	3	3.3	70.9
	松山港内宮線	1	3.3	100
	松山東部環状線	3	5.4	99.8
	湯山北条線	1	5.2	100
	辰巳伊予和気停車場線	1	3.9	100
	和気衣山線	1	4.4	100
	三津浜停車場線	2	0.9	100
	六軒家石手線	3	2.6	100
	道後公園線	1	0.6	100
	久米垣生線	3	7.5	100
	三坂松山線	1	8.8	100
	砥部伊予松山線	1	6.1	100
	松山川内線	6	8.0	99.8
	平田北条線	2	7.0	100
	森松重信線	1	1.3	81.9
河中平井停車場線	1	0.4	100	
松山松前伊予線	1	2.2	98.3	
松山港線 4	1	0.5	100	
市 道	千舟町高岡線	2	2.8	100
	松山駅前竹原線	1	1.1	100
	環状線 (南部)	1	3.3	100
	中ノ川通り	1	1.5	90.9
	大可賀道後松山線	1	0.6	100
	平和通 (中央環状線・本町朝美線)	1	1.8	100
	松山東環状線	2	2.6	100
松山北環状線	1	1.9	100	
全体		87	163.7	98.7

(注) 道路構造や交通量などにより 38 路線を 87 区間に分けて、計画的に調査し、それぞれ評価を行っているが、ここでは路線ごとに評価区間をまとめて集計したものを掲載している。令和4年度は、色付きの6路線11区間について調査を実施した。